

対話するインタビュー実践研究会（TAIWAS）会則

第1条（名称）

本会の名称を「対話するインタビュー実践研究会」（TAIWAS）とする。

第2条（目的）

本会は、世界中のすべての人々が、次条に定める本会活動を通して自分を見つめ、新たな考えや価値観を獲得し、自分で選択し行動することができるような個々の主体性や価値観を尊重する地域社会の環境整備を図るとともに、本会及び会員相互の協力のもと、さまざまなバックグラウンドをもつ個人が対話を通じて、他者を知り、人それぞれの違いを受け入れ、互いに認め合い、支え合いながら共に生きていくことができる共生社会の実現を推進することを目的とする。

第3条（活動・事業）

前条の目的を達成するため、本会は、対話を深めるインタビュー活動、特に聞き書きの手法を用いた活動に取り組む。さらに対話・学びを深めるためのインタビュー活動に関する研究を行うとともに、インタビュー活動実践者間のネットワークをつくり、情報交換や研修・研究活動等を行う。インタビュー活動の成果、実践報告、研究成果などはウェブサイト「ときめき取材記」で発信する。なお、本会は、これらの活動に付帯又は関連する次の各号に関する事業を行う。

- (1) 「ときめき取材記」ウェブサイトの運営
- (2) 聞き書きを活用したインタビュー活動「ときめき取材記プロジェクト」の促進
- (3) 聞き書きを活用したインタビュー活動に関連する研究・発信
- (4) 聞き書きを活用したインタビュー活動に関連する研修・講座
- (5) 聞き書きを活用したインタビュー活動を核とするプロジェクトの実施
- (6) その他、本会の目的の達成に必要な事業

第4条（会員の資格と入会手続き）

1. 前条に定める聞き書きを含め本会のインタビュー活動等を実践している者、その他本会のインタビュー活動を通じた対話に関心がある者、及び本会の目的に賛同する者は、次項に従い、本会に入会申込をすることができ、本会がこれを承認したときは、当該者は本会の会員となることができる。なお、本会の会員は次のとおりとする。個人正会員は総会（年1回）における議決権を有する。ただし、サポート会員は議決権を有さない。
 - (1) 個人正会員
 - (2) 個人サポート会員

(3) 団体サポート会員

2. 入会を希望する者は、所定の様式に必要事項を記入のうえ、代表理事に提出し、年会費を本会が指定する口座に振り込むものとし、更新ごと同様に次年度の年会費を振り込み支払うものとする。

第5条（会費等と会計）

1. 本会は会員の年会費ならびに寄付金等により運営する。会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。会員は、次に定める当該年度の年会費を、年度末までに納める。2年度目以降は4月末までに振り込むものとする。
 - (1) 個人正会員：3,000円/年
 - (2) 個人サポート会員：1口以上（一口1,000円/年）
 - (3) 団体サポート会員1口以上（一口5,000円/年）
2. 本会は、会員又は第三者に対し、寄付金の拠出を求めることができるものとする。寄付金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。拠出された寄付金は、原則として返還されず、前項に従い、本会の運営に使用される。

第6条（退会）

1. 会員は、退会届を代表理事に提出することにより、いつでも任意に退会することができる。
2. 会員が次のいずれかに該当するときは、その会員資格を喪失する。また、本会が解散したときも、会員は、その資格を失う。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 本人が死亡したとき、または解散したとき。
 - (3) 会費を2年以上納入しないとき、その他本会会則または会員規約に違反するなどして本会より除名されたとき。

第7条（理事）

1. 本会の役員として理事を置く。理事は総会で承認を受けるものとする。
2. 理事の中から、理事の互選により、代表理事1名、副代表理事1名を選出する。代表理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
3. 理事の中から、理事の互選により、監査役、会計事務及びウェブサイト管理等の担当者を選出する。任期については理事会の議決にて定める。

第8条（職務）

1. 代表理事は、本会を代表し本会の業務を統括する。
2. 副代表理事は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代

行する。

3. 理事は、理事会を構成して、この会則の定め及び議決に基づき、本会の業務を執行する。
4. 監査役は、会の業務及び会計の状況を監査する。

第9条（理事会）

1. 理事会は理事をもって構成する。理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。
2. 理事会は、前期の決算ならびに次期の事業計画及び収支予算を議決する。

第10条（解任）

理事が次に該当するときは、理事会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 法令違反や職務執行上の違反行為があったとき。

第11条（総会）

本会の総会は会員をもって構成し、代表理事が招集して年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。総会は、以下の事項について議決する。総会は、会員の過半数の出席（委任状提出者も出席数に含む）をもって成立する。

- (1) 事業報告及び収支決算、ならびに事業計画及び予算の報告
- (2) 理事の選出
- (3) 会則の改廃
- (4) 解散
- (5) その他、会の運営に関する重要事項

第12条（細則）

この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、理事会で定める。

第13条（変更）

この会則は、総会において、議決権を有する会員の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

第14条（事務所）

本会の事務所は東京都新宿区袋町 25-30-107（ココ出版内）に置く。

附則 この会則は 2025 年 2 月 1 日より施行する。